



～ 診療報酬改定をスマートに ～ 施設基準管理システムを導入

要 旨

沼津市立病院広報誌「ぬまピタル」号外（医療機器編 vol.10）を発行しました。「病院バックヤードに潜入」をテーマに、普段はあまり目にすることのない医療機器などを紹介しています。

今回は、施設基準管理システムをご紹介します。

本システムにより診療報酬の要件である病院体制等の届出・管理・運用や従来の紙媒体による煩雑な書類整備をシステム化により効率化しております。正確な事務管理を通して、適正な医療費計算とより良い診療サービスの提供に努めています。

概 要

【ぬまピタル号外（医療機器編 vol.10）】

- 1 発行日 令和8年5月1日(金)
- 2 閲 覧 沼津市立病院 病院管理課から データ配信のみ
([沼津市立病院ホームページ](#)、院内デジタルサイネージ)
- 3 特記事項 ・「ぬまピタル」号外は、月1回程度データ配信し、
当院の医療機器など、さまざまな内容を紹介します。
・医療現場を裏で支える医療機器などを紹介することで、
市民のみなさまに親しみを持っていただきたいと思います。

※取材時は、機器のデモ運用等も可能です。ご連絡をお待ちしております。

お問い合わせ先

沼津市立病院 事務局 病院管理課
直通：055-924-5100（代表）



沼津市立病院

NUMAZU CITY HOSPITAL

-地域のために前進をつづける病院を目指して- 当院の医療現場で活躍する機器を紹介します

< 改定後の施設基準 >

ハ 区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料
 ニ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所(医科点数表の区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下同じ。))又は在宅療養支援病院(区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。以下同じ。))に限る。
 ホ 区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)

(3) 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の取組を行っていること。

(4) 健康保険法第六十八条の二第一項の規定により三年以内の期限が付された同法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。

(5) 以下に掲げる届出を行っていることが望ましいこと。

- イ 区分番号A001の注13に規定する外来データ提出加算
- ロ 区分番号B001-2-9の注4に規定する外来データ提出加算
- ハ 区分番号B001-3の注4に規定する充実管理加算
- ニ 区分番号B001-3-3の注4に規定する充実管理加算
- ホ 区分番号C002の注13に規定する在宅データ提出加算(C002-2の注5の規定により準用する場合を含む。)
- ヘ 区分番号C003の注7に規定する在宅データ提出加算

< 従来の施設基準 >

ハ 区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料
 ニ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所(医科点数表の区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下同じ。))又は在宅療養支援病院(区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。以下同じ。))に限る。
 ホ 区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)

(3) 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の取組を行っていること。

どこが変わったか
一目でわかる！！



診療報酬改定への迅速な対応

しせつ きじゅん かんり 施設基準管理システム

- 診療報酬の要件である病院の体制・人員・設備などの基準の届出・管理・運用を効率化
- 従来の紙媒体中心の煩雑な書類、整理、整備作業をシステム化